

## 宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2第1項又は第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、価格及びその他の条件が本市にとってもっとも有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総合評価競争入札の実施)

第2条 工事担当課長は、本要領により入札を行おうとするときは、契約課長に入札執行を依頼するものとする。

(落札基準の設定)

第3条 工事担当課長は、入札執行を依頼した当該建設工事に関し、令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準及びその他の基準（以下「落札基準」という。）を設定し、契約課長に提出しなければならない。

2 前項の落札基準の設定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める評価項目とする。

- (1) 特別簡易型（技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な建設工事の場合） 企業の施工能力、配置予定技術者の技術力、地域社会に対する貢献度等
- (2) 簡易型（技術的な工夫の余地が小さい一般的な建設工事の場合） 前号に掲げる事項に加えて、簡易な施工計画
- (3) 標準型（技術的な工夫の余地が大きい一般的な建設工事の場合） 前2号に掲げる事項に加えて、工事目的物の品質、性能、強度、耐久性、環境改善への寄与、維持管理の容易さ、特別な安全対策、ライフサイクルコスト、景観との調和などの技術提案

3 落札基準の設定にあたっては、前項に規定する評価項目に応じて、当該分野ごとに、工事の種類、規模、履行内容など発注する建設工事の特性により、落札基準及びその配点を設定する。

4 前項に掲げる落札基準及びその配点の設定にあたっては、あらかじめ宇治市総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の議を経て、素案を作成しなければならない。

（学識経験者への意見聴取）

第4条 契約課長は、落札基準を定めようとするときは、令第167条の10の2第4項の規定に基づき、前項の素案を基に学識経験者2名以上から意見を聴かなければならない。

2 契約課長は、令第167条の10の2第5項の規定に基づき、前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとする。

3 前項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から意見を聴かなければならない。

（総合評価競争入札の適用及び落札基準の決定）

第5条 契約課長は、総合評価競争入札の実施の適否及び落札基準の決定にあたっては、宇治市業者選定委員会設置規程（平成6年宇治市訓令甲第9号）第2条第2項の規定による部会（以下「部会」という。）の審査に付した上で、前条第1項の規定による意見聴取を行い、決定しなければならない。

（総合評価の方法）

第6条 総合評価競争入札で定める評価は、次の各号の規定による。

(1) 評価値 価格評価点と価格以外の評価点（以下「技術評価点」という。）を総合した評価点をいう。

(2) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点をいう。

(3) 技術評価点 入札者の技術提案の内容や工事成績等から算定

した評価点をいう。

- 2 前項各号の評価点は、別表「評価値算定基準」に基づき算定するものとする。
- 3 総合評価の方式は次のとおりとする。
  - (1) 除算方式 技術評価点を入札価格で除する方式をいう。
  - (2) 加算方式 技術評価点に価格評価点を加える方式をいう。

(入札参加者への周知)

第7条 市長は、総合評価競争入札により一般競争入札を行うときは、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）第103条の2に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 総合評価の方式及び落札者の決定方法
- (2) 技術評価を行うために必要な資料（以下「技術評価等資料」という。）の提出に関すること。
- (3) 入札者及び配置予定技術者に対し、必要に応じ提出された技術評価等資料の内容について、聴き取りを行う旨
- (4) 技術評価等資料に記載された技術提案が履行できなかった場合等の措置
- (5) 総合評価に関する審査結果が公表されること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、総合評価競争入札により指名競争入札を行うときは、前項に掲げた事項を指名競争入札通知書により各入札参加者に通知しなければならない。

(技術評価等の審査及び評価)

第8条 契約課長は、入札者から提出された技術評価等資料のうち別表「評価値算定基準」第4(1)技術提案に係る資料を工事担当課長へ送付する。

2 工事担当課長は、契約課長から送付された技術提案に係る資料を入札公告又は指名競争入札通知書で示された落札基準に基づき評価し、契約課長へ提出する。

- 3 工事担当課長は、入札者の技術提案を評価する場合においては、入札者に対し、提出された技術提案に係る資料について、ヒアリングを実施することができる。
- 4 契約課長は、入札者から提出された技術評価等資料のうち別表「評価値算定基準」第4(2)技術提案以外の資料について評価する。
- 5 第2項及び第4項に掲げる技術評価等資料の評価の決定にあたっては、審査委員会の議を経なければならない。

(落札者の決定)

第9条 契約課長は、次の各号に掲げる条件を満たす入札者のうち、第6条により算出した評価値の最も高い者を落札者として決定する。

- (1) 入札価格（技術評価等の内容に応じた必要コストを含む。）が予定価格から消費税及び地方消費税を除いた価格（以下「予定価格（税抜き）」という。）以下であること。
- (2) 入札公告又は指名競争入札通知書で定めた技術評価点に係る資料を提出した者
- (3) 技術評価等の内容が、本市の標準案を満たしていること（技術評価等資料の提出にあたって、本市標準案をあらかじめ示した場合に限る。）。
- (4) 除算方式により評価値を求める場合にあっては、当該評価値が標準点を予定価格（税抜き）で除した数値を下回らないこと。

- (5) その他入札に関する諸条件を満たしている者

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、宇治市工事等競争入札心得の規定によるくじにより、落札者を決定する。

(落札者の決定の取消し)

第10条 市長は、落札者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札者とは契約の締結をせず、落札者の決定を取り消すものとする。

(技術提案が履行できなかった場合等の措置)

第11条 市長は、契約の相手方(以下「請負者」という。)が提示した技術提案の内容について、請負者の責めにより履行することができなかったときは、工事成績評定点の減点、工事目的物の瑕疵の修補、契約金額の減額又は損害賠償の請求等を行うことがある。

2 市長は、請負者が偽りその他不正の手段により請負者となったとき、又は技術提案の内容を履行する意思が請負者に認められないなど、特に悪質と認められるときは、契約の解除、指名停止等の措置を行うことがある。

3 前2項の規定は、請負者が共同企業体であるときは、その全ての構成員について適用するものとする。

4 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術評価等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっても、設計変更等は原則行わないものとする。

(技術評価等資料の作成費用)

第12条 技術評価等資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(技術評価等資料の取扱い)

第13条 市長は、技術評価等資料を入札参加者の資格の審査及び評価項目の審査の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、技術評価等資料を提出した者が当該目的以外の利用について承諾したときは、この限りでない。

2 市長は、入札参加者から提出された技術評価等資料は、公表しないものとする。

(入札結果の公表)

第14条 市長は、総合評価競争入札により落札者を決定したときは、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事箇所

- (3) 総合評価競争入札による入札を行った理由
- (4) 評価項目、落札基準及び配点
- (5) 入札参加者の入札金額、価格評価点、技術評価点及び評価値
- (6) 総合評価競争入札による入札の結果
- (7) 契約金額
- (8) 予定価格（税抜き）
- (9) 調査基準価格（税抜き）
- (10) 工事担当課

（技術提案の評価理由の説明）

第15条 入札者は、前条に規定する評価結果等の公表があった日の翌日から、当該入札者本人における技術評価等の評価の理由について、市長に対して書面（様式自由）により説明を求めることができる。

2 市長は、前項の請求があった日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、前項の請求を行った者に対して書面により回答するものとする。

（審査委員会）

第16条 落札基準及びその配点並びに技術評価等の技術評価点に係る審議及び評価等させるため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の委員は、建設部長、都市整備部長、理事、技監、上下水道部長、総務・市民協働部長、工事担当課長をもって充てるものとし、その他必要に応じて部会長が指名するものを委員として召集することができるものとする。

3 審査委員会の委員長に建設部長を、副委員長に都市整備部長を充てるものとし、都市整備部の案件に係る場合は、委員長に都市整備部長を、副委員長に建設部長を充てるものとする。ただし、上下水道部の案件に係る場合は、委員長に建設部長を、副委員長に上下水道部長を充てるものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

5 審査委員会の事務局は、契約課に置くものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、総合評価競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要領は、平成22年2月16日から施行する。

2 第6条第3項の総合評価の方法は、当分の間、除算方式とする。

附 則

この要領は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係、第8条関係）

評価値算定基準

1 趣旨

この算定基準は、宇治市建設工事に係る総合評価競争入札要領に基づき適正な算定を行うため、必要な細目について定める。

2 評価値の算定方法

(1) 除算方式による場合は以下による。

標準点は100点とする。

技術評価点（標準点＋加算点）

加算点

予定価格、工事内容等を総合的に判断し決定します。

評価値＝技術評価点÷入札価格×1,000,000 ただし小数点以下第3位（小数点以下第4位切捨て）まで算出する。

(2) 加算方式による場合は以下による。

価格評価点は  $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格 (税抜き)})$  ただし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで算出する。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

技術評価点は、10～31点

3 価格評価点の算定

入札価格が予定価格（税抜き）を超えた者又は低入札価格調査制度に基づき失格となった者あるいは入札の諸条件により無効となった者を除いて算定する。

4 技術評価点

(1) 技術提案に係る資料

入札参加者から提出を求める技術資料は、以下に掲げる事項の中から必要なものを案件ごとに定めるものとする。

① 総合的なコスト縮減に関する事項 ライフサイクルコ

スト、使用材料等の耐久性その他の総合的なコストの縮減に関する技術提案に係る事項

② 工事目的物の性能・機能の向上に関する事項 品質管理の方法、機械設備等の処理能力その他の工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案に係る事項

③ 社会的要請への対応に関する事項 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策、リサイクル対策その他の社会的要請への対応に関する技術提案に係る事項

④ 簡易な施工計画に関する事項 工程管理に係る事項、材料の品質管理に係る事項、安全管理に係る事項、施工上の課題に係る事項、施工上配慮すべき事項等の簡易な施工計画に関する事項

⑤ その他必要な事項 その他必要な技術提案に係る事項

(2) 技術提案以外の資料

① 企業の施工能力に係る事項

② 配置予定技術者の技術力に係る事項

③ 地域社会に対する貢献度に係る事項

④ その他必要な事項